



野 企 第 1 号  
令和2年1月10日

野洲市議会 日本共産党野洲市議団  
団長 野並 享子 様

野洲市長 山仲 善彰



2020年度野洲市予算に関する要望書について（回答）

新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年11月14日付で要望のあった標題の件について、別添のとおり回答  
します。

**行財政**

1. 総務省から「基金は優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたい」と要請しているように、野洲市における財政調整基金残高は、令和元年度末で14億2000万円であり、この基金を使い、くらし・教育・福祉など安心・安全な街づくりに使われること。

(回答)

基金については、基金目的に沿った事業へ活用し、くらし・教育・福祉など国庫補助なども活用しながら安全・安心のまちづくりを進めているところです。

(継続)【所管部：政策調整部】

2. 公共施設の有り方は、単にコストだけでなく、利活用して市民の立場にたった視点でまちづくりを進める事。

(回答)

利用者の視点や利用状況、施設の状況を総合的に評価した上で公共施設管理計画を策定しており、計画に沿った形で進めていきます。

本市における公共施設のあり方につきましては、「野洲に住みたい・住み続けたい」と思われるまちづくりに必要な事業・サービスを提供するために、市民ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、安全性の確保やコストの縮減・平準化の観点から、中長期的な視点で効果的・効率的な公共施設の配置を行っていきます。

(継続)【所管部：総務部・政策調整部】

3. 消費が低迷する中で令和元年10月から消費税が10%に引き上げられました。消費税は逆進性が強い不公平税制であり、低所得者ほど負担が重くのしかかる弱い者いじめの税金で、この消費税増税を社会保障の財源にしようというのは本末転倒です。これまで消費税は導入後に国民から372兆円を集めた一方で法人税は291兆円も減っており、ほとんどが社会保障のためでなく法人税減税の穴埋めに回されてきた。税金は内部留保を増やし続けている大企業や、株で大もうけしている大資産家から、応分の負担を求めるべきである。さらに消費税の複数税率化に合わせて導入されるインボイス制度は、年間売り上げが1000万円以下の免税業者はインボイスを発行できず、500万軒もの免税業者が取引から排除され消費者だけでなく中小零細業者には致命的である。国に対して消費税を5%に減税すると共にインボイス制度の導入の中止を求めること。

(回答)

消費税率の引き上げについては、少子高齢化が進展するなか、膨らみ続ける社会保障財源を確保し、その充実と安定化を図るために国の施策として実施されるものであり、市から国に対して税率改正を求めることは考えていません。

(継続)【所管部：政策調整部】

4. 障がい者雇用について、民間も含め雇用拡大をはかれること。

(回答)

市においては、本年度に令和2年4月1日付け採用の行政職正規職員（障がい者対象）の募集を行い、2名に対し採用内定を行っていません。また、本市における他の職

員採用につきましては、基本的には障がいの有無を採用の条件とはしておりません。今後も障がいのある方の就労機会を拡大するため、法定雇用率等にも配慮しながら、障がいのある方を対象とした採用計画を立てていく予定です。

民間企業については、障害者雇用促進法の改正に伴い、平成30年4月より、障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わり、法定雇用率が2.2%となりました。野洲市企業人権啓発推進協議会では、令和元年度の活動の1つに「障がいを理由とした偏見・差別の解消をめざした啓発活動」を掲げ、事業所内公正採用選考・経営者管理者研修会において「障がい者雇用」をテーマに実施し、企業での障がい者の受け入れ体制について学んでいただく機会を提供しました。今後も継続的に障がい者の雇用促進に係る研修を企画していきます。

市役所庁舎内に設置している「野洲生活困窮者等就労相談コーナー（やすワーク）」におきまして、障がい者求人の検索及び情報提供等の就労支援を実施しています。具体的には、障がい者求人へ応募する際に、本人の障がいの程度等や事業所へ配慮してもらいたいことを伝え紹介しています。さらに、ハローワークと連携し、事業者訪問による雇用開拓や定着支援の強化に努めています。

(継続) 【所管部：総務部・環境経済部・市民部】

5. 会計年度任用職員制度の導入にあたっては、現在雇用している非正規職員の解雇、勤務日数・勤務時間数の削減・業務委託化や派遣化などは行わず、現状の勤務実態に沿った身分の移行により雇用の安定をはかること。  
正規職員との均衡をはかるなど法改正の趣旨に沿った処遇の改善を行うとともに、国に対して財源の保障やフルタイムとパート職員の格差をなくすことを求めること。

(回答)

会計年度任用職員制度導入にあたっては、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨を踏まえ、非正規職員それぞれの職の必要性や勤務日数・時間数等を十分に精査した上で、市臨時嘱託職員労働組合との協議内容も尊重して、フルタイム・パートタイムともに適正な任用・勤務条件の確保を図っていきます。

また、国に対する財源の保障については、必要に応じ機会をとらえて県を通じて要望を行っていきます。

【所管部：総務部】

6. 新たに野洲市に居住された方からゴミ袋代が高いという声を聞きます。草津では一年間分のゴミ袋を無料配布しており他市と比較しても高い状況です。ゴミ袋代(処理料)を引き下げること。

(回答)

本市では、全てを税金で賄うのではなく、受益者負担の考えのもと、ごみを排出される方からごみ処理経費の一部をご負担いただくことにより、ごみの排出量の削減と処理経費の公平性を担保しています。この負担率は平成21年度の廃棄物減量等推進審議会において、クリーンセンターの更新を見据えて家庭系のごみ処理手数料を20%とする答申を受け、結果として近隣市の負担状況等も考慮し、14%に抑えた料金設定としているため、手数料の改定の予定はございません。

なお、本市のごみ袋の料金については、近隣の栗東市や守山市とほぼ同額となっており、全国的に見れば、草津市のように一定量までごみ袋を無料で配布されている市

町や、本市より安い市町もありますが、それらの市町は税金で負担しておられることとなります。

【所管部：環境経済部】

### 医療

1. 新病院建設計画は独立行政法人として 2022 年 4 月に開院予定であるが、全国的にも医師や看護師など、病院スタッフが不足する中で、有能な人材確保と特色ある病院機能が求められることから行政として積極的な役割を果たされること。

(回答)

独立行政法人への移行後も市の関与は一定存在します。

地方独立行政法人は、市とは別の法人格を持ちますが、市及び市議会（市民）の関与は、経営・運営、財務及び人事・給与等に関して引き続き関与することが制度的にも定められています。

(継続) 【所管部：政策調整部】

### 介護保険

1. 94歳の無年金の母親の老健施設費が月7万2千円。75歳の娘が月15万円の遺族年金から支払っている。消費税が10%になり、8万円を超える請求が来た。病気で母親の介護ができない高齢の娘の年金の半分以上を介護費用に充てなければならない状況がある。  
収入に応じた自己負担にすべきである。国に改善を求めること。

(回答)

保険料段階が第1から第3段階の被保険者については、負担限度額の制度が適用され、また高額介護サービス費の利用者負担限度額も一定低めに設定されており、制度の持続性などを総合的に考えると現行の設定は適切であると考えています。

【所管部：健康福祉部】

2. 経営が大変なうえ、介護報酬が低すぎる為、人材が集まらない状況であり、国に対して報酬の引き上げを求められること。

(回答)

「さらなる処遇改善」が2019年10月に実施されましたが、介護職場全体としては今後もさらなる処遇改善が必要であると考えています。この点について機を捉えて要求していきたいと考えています。また、労働人口がグロスで減少している中で、特に若年層が介護の仕事に関心を持ち就職を希望されるよう、情報提供や啓発に近隣市とともに今後も取り組んでいく考えです。そのほか、児童・生徒においても介護の仕事に関心が高まるよう、教育機関と連携して職業教育における取組も促していきます。

(継続) 【所管部：健康福祉部】

3. 介護保険料が高く、負担軽減のため段階を現在の10段階から16段階に引き上げられること。合計所得額の上限を2000万円に引き上げること。

(回答)

保険料設定の多段階化について、本市では第4期の8段階化から徐々に取り組んできました。全国的には更なる多段階化が見受けられ、この傾向は引き続いていくものと考えています。県内や近隣市町との均衡も考慮しながら、次期8期計画においても検討していきたいと考えています。

【所管部：健康福祉部】

## 国民健康保険

1. 全国どこでも高すぎる国民健康保険税に住民が悲鳴をあげています。滞納世帯は28.9万、全加入者の15%を超えています。高すぎる国保税は住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを、国保の構造的な問題だとし、国保を持続可能とするためには「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。日本医師会などの医療機関も、国民健康保険制度を守るために、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。本市においてもまずは4億円を越える財政調整基金で令和2年度においては保険税の引き下げを行うと共に国に対して国庫負担の増額を求められて加入者の負担軽減を図ること。

(回答)

平成30年度からの広域化後の国保税の算定に当たって、財政調整基金を活用して3年間税率を固定することを前提として算定を行ったところです。令和2年度は3年間固定税率の最終年度となりますが、県から示される納付金の伸びや基金の現在高、今後の見込み等を総合的にみて、前倒して改定するか否かを判断する予定です。また、国に対しては、全国市長会が国庫負担割合の引上げ等の要望書を提出しているところです。

(継続) 【所管部：健康福祉部】

2. 本市の国保は令和元年度では19市町村で4番目に高い、滞納世帯数は762世帯ある。払いたくても払えない状況に追い込まれている。昨年度の回答では本市は滋賀県健康保険運営方針により「医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに、所得割、均等割、平等割、の3方式に沿って今後も進めるとされたが県に対し運営方針を変更するよう求めること。また均等割りや平等割を無くすと所得申告しない人への賦課で公平性に欠けるとのことであったが国保の被保険者は年金生活者と非正規労働者、無職の人が多数を占めている。申告出来ないほどの低所得者から高い国保税を求めることは市民の暮らしを守る自治体のなすべきことではなく払える国民健康保険制度にして行くことが持続可能な道と考えることから引き下げる

(回答)

現行制度でも、総所得金額が一定額以下の場合、均等割と平等割には軽減措置(7割、5割、2割の軽減)があり、低所得者に対する軽減制度は設けられており、国保税の賦課に当たり低所得者に対する配慮はされているものと考えます。

このことから、県に対し滋賀県国民健康保険運営方針の3方式の変更を求めることは考えていません。

なお、ご要望中「申告出来ないほどの低所得者から・・・」とありますが、低所得

であるということが、それを理由に申告できないということの合理性はありません。

(継続)【所管部：健康福祉部】

3. 市民生活課や納税推進室との連携を強め、納税相談に来られない方々に対する滞納の理由や実状の内容を丁寧に対応されているが、市民の命と健康セーフティネットを失わせる資格証明書や短期保険証の発行は行わないこと。

(回答)

短期被保険者証や資格証明書の交付については、法令等に基づいて適正に実施しているところですが、本市では、資格証明書の交付基準を一部見直すことにより、本来資格証明書の交付対象となる被保険者に対しても、生活困窮者支援事業と密接に連携して、個々の実情に応じたきめ細かな相談を実施しており、これにより、資格証明書を交付しない特別な事情の有無について、適切な判断が可能になると考えます。

また、現在、資格証明書が交付されている方には、更新時に上記内容をわかりやすく記述した文書を添えて送付し、生活が困窮されている場合は、相談に来庁いただくよう案内するなど、生活実態の把握に努めているところです。

一方、資格証明書の交付を行わないことについては、十分な担税能力があるにもかかわらず納税に応じない人と、生活困窮支援対象の人を同様に扱うこととなり、納税の義務を果たされている人も含め、国保被保険者全体の公平性や公正性の面からも問題があるため、引き続き対象となる方への資格証明書の交付を行います。

(継続)【所管部：健康福祉部】

### 後期高齢者医療

75歳以上を別建てにし、一部負担も2割、3割と負担が増えている。元の老人保健に戻すように国に求めること。

(回答)

後期高齢者医療制度は、それまでの老人保健制度の問題点を解消して現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、増大する老人医療費に対応して医療保険者間の負担の不均衡の是正など、公平でわかりやすい保険運営を目指し、様々な議論を経て平成20年に創設されたものです。この根底にあるのは、少子高齢化の進展による人口構造が歪になっていることが最大の要因であり、その傾向が今後ますます強くなる中で、元の老人保健に戻すことは、不均衡の拡大を煽るものであることから、あり得ない理論と考えます。

なお、自己負担のあり方については、国に対し、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持を基本とし、慎重に進めること。」とした要望を、全国後期高齢者医療広域連合協議会から提出しているところです。

(継続)【所管部：健康福祉部】

### 子育て支援

1. 医療費の無料化が2021年から小学校3年生までとなったが1セプト(500円)であり、完全無料化を求める。さらに中主中学校卒業まで子どもの医療費の助成制度を拡充されること。(一度に上げられないなら段階的に引きあげられること) 県の制度としても求めていくこと。

(回答)

子どもの医療費助成制度については、全国の自治体間で差異が生じている現状もあり、本来は、国が行うべきであると考えており、全国市長会においても本制度を国が創設すべきとの要望を行っているところです。また、県に対してもこれらの内容について、県の立場から国に向けて後押し願うよう要望しています。

一方、県内でも子どもの医療費助成の制度に差が生じてきており、この差を考慮すると、近隣市町との均衡を図りながら拡大の検討を進める必要があると考え、現在、令和3年4月開始を目指し小学校3年生まで拡大を進めているところです。拡大に際し、拡大対象の一部負担金については、今年の8月議会にて申し上げたとおり、同じ湖南圏域内の草津市でも同様の一部負担金を設けて先行実施しており、栗東市や守山市も草津市と同じ取扱いで、今後実施が検討されており、また、休日急病診療は湖南4市の広域事業としていること、医師会をみても草津栗東医師会と守山野洲医師会とが深い連携関係にあること、医師会側からも湖南管内でできるだけ統一した制度のほうが望ましいとの意見もあり、湖南管内各市の動向からも、1レセプト500円の一部負担金を設ける方向で事務を進めているところであり、現在のところこれを変更する考えはありません。

前述したように、子どもの医療費助成制度は、本来ならば国が行うべき施策であると考えており、現在検討している拡大以上の拡大については現在のところ考えていません。

(継続)【所管部：健康福祉部】

2. 待機児童の解消を図るため、保育所を建設されること。

(回答)

待機児童の問題は大きな課題であると認識しています。現在、第2期野洲市子ども・子育て支援事業計画を策定しており、限られた予算のなかで、待機児童の解消に向けた施策を検討しています。

【所管部：健康福祉部】

3. 正規雇用の保育士を半数以上にするなど、処遇改善を図られること。

(回答)

公立園の正規職員の採用については、定員管理計画により年次的に採用を実施しており、昨年度に引き続き、新卒者を対象にした職員募集や経験者を対象とした経験者枠の募集を行い、正規職員の拡大を図っています。また、非正規職員の採用については、「野洲市三方よし人材バンク」事業による取組みなど、様々な手段を講じ、保育の人材確保の取り組みを行なうとともに、平成30年度には、公立園の嘱託職員の報酬について大幅な改定を行い、次年度には、全ての非正規職員が会計年度任用職員制度に移行することに伴い、近隣市の状況を踏まえた処遇（給与）の見直しを予定しているところです。また、民間園においては、国の処遇改善制度（負担割合：国1/2、県1/4、市1/4）を活用した給与面での処遇改善を図っています。

(継続)【所管部：健康福祉部】

4. 「子ども食堂」の県の補助金が廃止になり、これまでの取り崩しと保護者等の善意の持ち込みで運営されている。このままでは運営が出来なくなり子ども食堂が無く

なる事が危惧される。県の補助金は1年目20万円、2年目と3年目は10万円であった。県に子ども食堂の補助金の復活を求めること。県の補助金が出ないのであれば市の予算に子ども食堂の補助金の予算化を求める。3か所であれば年間30万円である。  
又、子ども食堂で行われている学習支援では子ども食堂によって支援に相違がある。平等で公平な支援体制の取組をされること。

(回答)

「子ども食堂」への補助金については、現在、滋賀県社会福祉協議会から、開設支援として、1回限りで10万円を助成されています。子ども食堂への補助金については、もともと滋賀県が期間限定で助成したもので、期間限定であれ、補助制度を創設した者に責任の所在が問われるものであると考えます。よって、本市から滋賀県に対し復活を求める合理性はなく、また、滋賀県や県社協の助成がなくなった後の運営費の補助金を市で予算化することについても、合理的な理由が存在しない限り、市で予算化する必要性はないと考えます。

また、子ども食堂で行われている学習支援の内容について、本市では把握していません。各子ども食堂は、それぞれの団体が独自に運営されていますので、本市が意見する立場にないと考えます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

## 生活保護

- 生活保護を受けている世帯数は2019年2月時点で163万5千世帯、受給者は約208万9千人。54%は65歳以上の高齢者です。本市で暮らしている人も例外ではない。2018年10月から3年かけて、生活保護の基準額を現行より最大5%引き下げ、67%が影響を受ける。2019年10月から消費税が10%に増税され、ますます厳しい生活となっている。政府に対して生活保護費引き下げの撤回を求め、生活保護費の増額を国に求めること。

(回答)

生活保護制度で保障される最低生活費については、国の責任において生活保護の適用が受けられない方々の生活の状況を検証した上で基準を定めていることから、一定の水準が保たれていると考えています。

したがって、生活保護費の引下げの撤回や増額するよう国に求めることは考えていません。

(継続)【所管部：健康福祉部】

- 生活保護受給者に対し、エアコンの設置を扶助対象にされたが、1軒に1台が基本であり、多人数の世帯に対しては、2台目、3台目も扶助対象にするよう、国に対し要望されること。

(回答)

生活保護制度で保障される最低生活費については、国の責任において基準を定めていることから一定の水準が保たれていると考えています。

エアコン設置については、平成30年7月に制度改正が行われ、本体価格とは別に、取付費用の支給も認められたところです。

購入に当たっては、真にやむを得ないと判断される場合で本体価格51,000円を限



度に必要な額を設定して差し支えないとされています。

多人数世帯の生活では、複数の部屋を利用しなければならない実態もあることから、現実の生活に応じた適用の拡大について、機会を捉えて国に伝えていきたいと考えています。

(継続)【所管部：健康福祉部】

## 高齢者

1. 補聴器の補助を検討されること。

(回答)

高度難聴レベルの障害程度に該当した場合は、障害者福祉の制度において購入費用の補助があります。高齢者難聴については、市独自で上乘せ又は横出しの制度の創設を検討する考えはありません。

【所管部：健康福祉部】

2. 特定健診は予防・早期発見により、医療費を下げる観点で国基準に上乘せして以前の一般健診並みとし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病と合わせ結核などの病気も発見できるようにすること。

(回答)

40歳以上74歳までの国民健康保険被保険者を対象にした「特定健康診査」では生活習慣病の予防を目的とした健診となっています。この他に、国民健康保険被保険者を対象とした人間ドック・脳ドック助成事業や、市在住の市民全員を対象としたがん検診、結核検診等の検診を実施しておりますので、組み合わせて利用いただけたらと考えます。

【所管部：健康福祉部】

3. 紙おむつの補助が5000円では足りない方がおられ、生活を圧迫している。5000円以上必要な人には上乘せの検討をすること。

(回答)

おむつ助成事業は補助事業であることから、費用額（使用額）のどの程度まで補助するかについては、他の制度との均衡、財源に照らしての制度の持続性の観点、周辺他市の水準等々を総合的に勘案して決定するべきものと考えます。平成19年度までは限度額が10,000円で助成率は100%でありましたが、事務事業評価外部委員会からの指摘を受けて、近隣各市の補助水準などに近づけるべく現行の5,000円（／8,000円≒60%）に引き下げられた経緯があります。

現在においても、使用額は当時と同様であると試算されることから、現行の補助金額を引き上げることや足りない人へ上乘せすることを検討する考えはありません。

【所管部：健康福祉部】

## 教育

1. 35人学級推進のため引き続き県・国に要望すること。

(回答)

現在は、県独自のシステムで加配措置を設けて、申請により35人学級の実現が可能

な状況になってきています。しかし、まだ完全35人学級の法制化には至っていませんので、今後も粘り強く県に要望していきます。

(継続)【所管部：教育委員会】

2. 格差と貧困の広がりでも子どもの貧困も増えている就学援助基準を見直し、生活保護基準の1・5倍に引き上げられること。(国の生活保護基準の引き下げでこれまでの基準値が下がっている。)

(回答)

現在、野洲市の準要保護の基準については、生活保護基準の1.2倍としており、見直しは考えていません。なお、生活保護基準は平成25年改正前の保護基準で算定しています。

(継続)【所管部：教育委員会】

3. 小学校入学時の就学援助入学支度金の基準年齢を、6歳でカウントされること。

(回答)

新入生に支給する際の生活支給基準は12月31日を基準日として算定しており、変更は考えておりません。

【所管部：教育委員会】

4. 食品の残留放射能の基準が、ドイツではセシウム137ならば、大人で8ベクレル/kg、子どもで4ベクレル/kgとなっており、乳幼児なら1ベクレル/kgでも問題があると言われている。日本では100ベクレル/kg以下と非常に高い基準で出回っており、保護者から体内被曝の心配がある。学校給食における食材の放射能調査をされること。県下の中でも放射能測定器を購入している自治体もあり本市でも放射能測定器を購入すること。

(回答)

物資の選定については、国の基準に基づき食材を調達しています。また、必要に応じて放射性物質の測定値や生産地の証明を求めると、安全な食材の調達を行っていることから、調査の実施や放射能測定器の購入は考えておりません。

(継続)【所管部：教育委員会】

5. 学校給食においては危機管理対応の拡充をはかること。

(回答)

学校給食の提供における危機管理については、「学校給食衛生管理基準」を遵守し進めているところです。特に異物混入等による給食停止、また、発生時における児童・生徒への健康被害を最小限に防ぐために、早期に的確な対応を行っています。

【所管部：教育委員会】

6. 高校生に対する本市の給付奨学金を国の制度を待たずに創設すること。現在行っている大学生に対する給付奨学金県下では最低の月額3000円であり増額を行うこと。

(回答)

現在、高校生に対する給付型の奨学金制度の創設は考えていません。また、大学生等に対する修学奨励金の増額も考えていません。

(継続)【所管部：教育委員会】

7. 祇王小学校のエアコン室外機の騒音について、7月や2月など、フル回転されるときに騒音は非常に高いのが現実である。室外機を更新されるときには屋上に上げるなど移動をされること。

(回答)

一昨年度に引き続き昨年度7月にも、防音シートを敷設した当該室外機に連動している室内機を稼動（冷房）させて騒音測定を実施しましたところ、敷地境界付近における測定結果は基準値以下であったことから、たちまちの移動については検討を要しないものと考えます。

今後、大規模改修等で空調機の更新を図る際には、室外機の設置位置について検討します。

(継続)【所管部：教育委員会】

8. 中主小学校のグラウンドは凸凹がひどいため雨が降ると水たまりが出来て使用できないのでグラウンドの整備を行うこと。大規模改修工事が行われるが、仮設校舎解体後早期に改善されること。授業参観等の学校行事開催時の保護者の駐車場の拡張や暗渠排水管の更新・改修について時期を明確にされる事。

(回答)

経年劣化による暗渠排水管の排水機能低下が生じているものと考えられ、グラウンド表面の水はけが悪くなっているのが現状です。表面の凸凹は日常トンボ等で整地することにより水たまりの解消は一定出来ますが、駐車場の拡張や暗渠排水管の更新については多額の費用が必要となることから、現時点ではその見通しは立っていません。

(継続)【所管部：教育委員会】

9. 北野小学校のグラウンドも、暗渠排水が不十分で授業に支障をきたしている。暗渠排水管の改修をされること。

(回答)

中主小学校のグラウンドと同様、経年劣化により暗渠排水管の排水機能が低下しているものと考えます。グラウンドに水溜りがある時の体育等授業については、代替措置として体育館を使用することにより、学校では授業に支障が出ないよう工夫して運用しています。

暗渠排水管の改修については、中主小学校と同様、多額の経費が必要となることから、現時点ではその見通しは立っていません。

(継続)【所管部：教育委員会】

10. マンモス化した養護学校を解消するため、養護学校の新設を県に求め、国に対しては設置基準を決めることを要望すること。県・国の事項であっても地方自治体から県・国に声を届けること。

(回答)

湖南地域の特別支援学校については、今後も児童・生徒数の増加が見込まれることから、特別支援学校の新設などを県に要望しているところです。

(継続)【所管部：教育委員会】

11. プール、トレーニングジム移転に関わる利用料金改定については、現在元気カードを持っていると2時間100円弱(回数券11回分1,000円)が業者による運営で1回700円となり、年金生活の高齢者からすれば、いままでのようにトレーニングルームに通うことは負担が大きくなり行けなくなる。年金生活者にも利用できる利用料金の設定にされること。

(回答)

総合体育館トレーニング室は、(仮称)野洲市健康スポーツセンターのオープン後、整備期間に厳選した機器だけ更新し他は撤去した上で再開する予定です。定期券は廃止しますが、げんきカードを提示された人の回数券の金額は現行どおりとする予定です。

【所管部：教育委員会】

**まちづくり**

1. コミュニティバスは19年度から運行が見直されたが、以前より不便になったという声を聴く。また乗継乗車と言うのではなく、どのバスにも乗り換えて用事ができるように、1日乗車券の発行や、便数も増やして欲しいという声などある。コミュニティバスについて市民からアンケートを取られ改善されること。

(回答)

平成31年4月1日のコミュニティバスの路線及びダイヤ改正については、パブリックコメント等により、市民の方の意見を十分に反映されたものと考えています。ご要望の利用される方へのアンケートについては、次年度において実施するよう検討しています。ただし、令和2年度に予定されているダイヤ改正等は、余熱利用施設への路線延長及びコミュニティバスの拠点移動に伴う変更が主な内容であり、次年度、実施を検討するアンケート結果とは別であることを申し添えます。

【所管部：市民部】

2. コミュニティバスは、障がい者や70歳以上なら100円で乗車できるが、現在のワゴン車では、車いすで乗車が出来ない。車いすを利用している方に対して、タクシーチケットの枚数を増やされること。

(回答)

車いすを利用している方については、タクシーの利用頻度は、その人によって異なり、個別の利用頻度の把握が困難なこと、また、例えば精神に障がいのある人で、不特定多数の方々と限られた空間の中で一緒にいることが困難な方で、家族と一緒にタクシーなら可能という方についてはどうするのかなど、障がいの特性等により様々なケースがあり、万人に異なった制度で公平感を持っていただくことは困難であることから、ご要望の車椅子利用の方のみ配布枚数を増やすことは難しいと考えます。

(継続)【所管部：健康福祉部】

3. コミュニティバスのワゴン車に、音声で停車所を知らせられるようにすることや電光掲示板で停車所を知らせられるように改善し、視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した設備に改善されること。

(回答)

コミュニティバスのワゴン車の場合、搭乗人員が多くないことから、乗車された時点で、運転手が積極的に声掛けを行い、目的地等を把握する等により、障がい者への配慮とします。

【所管部：市民部】

4. コミュニティバスが沢山合流するところでは、乗り間違えが起こっており、コースごとを知らせる大きな表示や色を変えること。一つの停留所に3台ほどが団子状態で来る。せめて15分ぐらい時間を空けること。

(回答)

令和2年度に予定しているコミュニティバスのダイヤ改正において、可能な範囲で一つのバス停における十分な発車間隔を確保する予定です。

【所管部：市民部】

5. 守山市、特に中州学区等の住民の買い物先が西河原方面、イオンビッグや魚忠に来られる方が増加している。こうした方面への循環バスを走らすことは出来ないのか守山市との協議検討をすすめること。

(回答)

基本的に野洲市のコミュニティバスは、野洲市民を対象としたものであり、受益者として守山市民を含める場合、相当の負担を守山市が負う必要があります。当該事項については、既に守山市と協議しており、その中で、費用負担において単に運行距離のみでの案分ではなく、ルート全体での公正な費用負担を野洲市は要望していますが、拒否されています。

【所管部：市民部】

6. 市立野洲病院前の停留上の椅子が無くなって、困っておられる。邪魔にならないような椅子の設置をされること。コミュニティバスの停留所に、順次椅子を設置されること。

(回答)

ベンチの設置については、設置するための必要な条件として歩道幅が十分に確保される等の条件を満たす必要があること、また、近年、多発する台風等の災害に備え、単にベンチを設置するのではなく、基礎を含めた工事が必要なこと等から設置できる場所は多くないと認識していますが、当該場所等の設置が可能な場所については、設置を検討していきます。

また、令和2年度におけるダイヤ改正では、いくつかのバス停（びわこ学園等）において敷地内にバス停を設置することにより、乗客の安全や一定の快適性の確保を図ります。

【所管部：市民部】

7. 公共施設の障がい者用の駐車場に、健常者が駐車され困っておられる。障がい者専用の駐車場を知らせる音声の発信を検討されること。

(回答)

市役所の障がい者用駐車場は看板を設置して健常者の方が駐車されないよう案内しているところですが。音声案内による啓発については、その効果のほどが確認できませんので、当面の間は現状のまま対応していきます。

【所管部：総務部】

8. 新踏切の改良はこれまで何度も要望してきたが、市が計画すればJRは協議をすることで言うているのでJRとの協議を進められること。市道小篠原上屋線の法線を南側に振り、踏切との距離をとり、車や歩行者が安全に渡れるようにして、踏切の拡幅をしていく方法の検討をされること。

(回答)

新踏切については、過去に鉄道管理者である西日本旅客鉄道株式会社と協議しましたが、小学校方面から踏切を渡るとすぐに市道小篠原上屋線があり、踏切と市道とが近接し過ぎていることから、踏切を拡幅することよりも、立体交差として改良することをJR側から要求されており、現状の踏切形態での拡幅改良については、協議に応じただけでない状況です。

このため、平成30年2月に横断時の待機スペースを拡幅する歩道拡幅工事を実施し、現時点での通学路の安全対策は確保されていると考えています。

なおご提案の方法は、市道小篠原上屋線の法線の変更により多くの用地が必要となるほか、同線の線形を悪化させることになるため、そのような方法は考えておりません。

(継続)【所管部：都市建設部】

9. 通学路のグリーンベルト化はこれまでも進んでいるが引き続き進めること。

(回答)

通学路のグリーンベルト化は、平成23年度より児童生徒の安全性向上を目的に継続的に進めており、平成30年度までに16,748m設置しました。

今年度におきましても、9月に市道下町西線等(永原地先)で261mを施工し、年明けには小堤永原線(上屋地先)で約70mのほか、通学路となっている横断歩道のグリーンベルト化を実施します。また、次年度以降におきましても、通学路交通安全プログラムに基づき対策が必要とされる箇所を整備していきます。

(継続)【所管部：都市建設部】

10. 大津の保育園児の事故をきっかけに通学路の危険な交差点がクローズアップされている。ガードレールの設置や信号機設置等、通学路の安全確保をはかれること。

(回答)

大津での事故は信号機が設置されていた交差点で起こったものであり、信号機だけでは防げない事故も存在します。

信号機の設置につきましては、毎年、守山警察署に対して、市内で信号機の設置の必要性が高い場所への新設を強く要望をしています。また、今年度は、県要望として7月29日に滋賀県警察本部交通規制課に、8月1日には滋賀県知事に対して、必要

な箇所への信号機設置を強く要望を行っています。

しかしながら、県下の財政事情が厳しい状況との説明を受けており、今年度の既設道路への新規の信号機設置予算はゼロの状況となっています。県警察本部では信号機の安全効果が低下した一灯式の信号機や、交通量が減少し、返って渋滞を起こす原因となっている信号機を撤去する中、必要な箇所には設置するとの方針を出されています。そのため、市では、守山警察署と連携し、新規の信号機の設置に向け、地元自治会のご理解のもと、信号機の安全効果が低下した一灯式信号機の撤去を行い、新たに一時停止の規制、交差点の高輝度化を図るなどで安全対策を講ずる取組みを進めており、本市内での新規の信号機が優先して設置されるよう環境（県内での優先順位を高める）を整え、滋賀県警察本部に対して必要な箇所への信号機設置を強く要望を行っています。

園外保育にかかる危険箇所については、国からの補助の動向を見ながら、予算確保に努めていきます。また、通学路については通学路交通安全プログラムに基づき、対策を検討していきます。

【所管部：市民部・都市建設部】

- 1 1. 県道2号線木部野洲線の久野部地先から発電所まで歩道の設置と交差点改良については、県の文化財保護課や文化庁との協議も終え、地元説明会も行われ着々と進捗しているが、家屋が道路に掛かるところについては十分協議を行い、早期に完成されること。

(回答)

県道木部野洲線道路改築事業については、令和6年(2024年)の完成を目標に滋賀県において事業を進めていただいています。

事業について、理解と協力が得られるよう。滋賀県と連携を図り地権者及び自治会への説明会や個別協議を実施しながら、早期完成を目指して進めていきます。

(継続)【所管部：都市建設部】

- 1 2. JR篠原駅からの県立養護学校への通学路である県道の歩道整備を引き続き県に求めること。

(回答)

県道近江八幡守山線の歩道整備については、一部歩道整備されているものの用地の協力が得られずグリーンベルトの施工のみで事業が進んでいない状況です。

市としましても滋賀県に対し継続的に要望しているところですが、滋賀県と連携し、用地確保に向け交渉等を進めていきます。

また、当該箇所の一部は、近江八幡市域が含まれているため、近江八幡市に対しても働きかけていきます。

(継続)【所管部：都市建設部】

- 1 3. 県道・市道の歩道の除草を年1回されているが2回以上に増やされること。野洲川河川公園の除草についても適度な除草の実施をされること。除草時期も効果的な時期を検討されること。

(回答)

県道の除草は、年1回を基本に、実施されています。年1回の除草以外でも、通行

に支障をきたすと判断される箇所については、随時、道路管理者である県に対して除草してもらうよう伝え、対応していただいています。除草時期については、業者発注等の手続き上、毎年7月、8月頃の実施になると聞いていますが、早期着工できるよう県に対し、要請していきます。

市道の除草は、基本的に年1回、シルバー人材センターに委託しています。除草時期については、受託者と協議を行い実施していますが、交差点付近や通学路などで年1回の除草だけでは通行に支障をきたすところについては、市職員が除草するなど適宜対応を行っています。

野洲川河川公園につきましては、指定管理者制度に基づき特定非営利活動法人YASUほほえみクラブに管理委託しており、除草にあたっては4月から毎月欠かさず実施しています。しかし、管理面積が広大なこともあり有料施設を優先していましたが、園路の沿線についても注意を払うよう指定管理者に依頼しましたので、今後は適正に管理がなされるものと考えています。

(継続)【所管部：都市建設部】

14. 市道野洲川右岸線道路は街灯が無く夜になると真っ暗であり、自転車での通行や歩行者にとっても、車の運転手にとっても視界が悪く暗く危険であるため、街灯の設置をされること。

(回答)

市道野洲川右岸線への防犯灯の設置については、当該路線を使用されている高校生は少数であるとともに、夜間部活動を実施されている生徒となるとさらに利用者は減ります。整備費用についても30m当り1基の試算で約3,500万円の費用が必要となります。そういったことを踏まえ、ご質問の自転車通学の高校生の帰路への対応とのことでありますが、高校生は通学路が指定されていないことから、夜間は他の市道、県道の使用をいただきたいと考えています。

なお、車の運転に対する視界の確保については、野洲川歴史公園サッカー場入り口部をはじめ、必要となる交差点については局所照明である街路灯が設置されています。

(継続)【所管部：市民部・都市建設部】

15. 県道木部野洲線の竹生交差点からJR野洲駅北口間は、通勤時間帯に渋滞が発生している。渋滞緩和のための道路整備をされること。

(回答)

県道木部野洲線竹生交差点から野洲駅北口周辺道路などの通勤時間帯の渋滞解消については、まちづくりと合わせた道路交通網の整備が重要であると考えており、その為にも、現在整備されている天津湖南幹線道路および国道8号野洲栗東バイパスによる交通利便性の向上を最大限生かすために、これらの主要幹線道路へのアクセスを考慮した都市計画道路の見直し(市道市三宅竹生線の先線から市道市三宅妙光寺を通じた国道8号へのアクセス検討)を行い、市内全体の道路交通ネットワークのあり方を検討していきたいと考えています。

(継続)【所管部：都市建設部】

16. 湖南幹線の早期完成の為、引き続き取り組まれること。比江との交差点点については生活道路でもあり、十分な安全対策が講じられること。



(回答)

大津湖南幹線については、令和5年度末(2023年度末)までに事業完了できるよう、滋賀県において整備を進めていただいています。

中主比江線との交差点については、信号機が設置されるよう滋賀県と連携し、公安委員会へ要望しているところです。

引き続き、滋賀県と連携し、生活道路等の安全対策を講じながら、早期完了を目指し事業を推進していきます。

(継続)【所管部：都市建設部】

17. 乳幼児の子育て世帯および介護世帯への支援のために、紙おむつエフを発行し手数料の免除をすること。

(回答)

おむつエフについては、所得の多寡に関わらず一律に現物支給するサービスであり、逆進性の問題があると思われるため実施することは考えていません。

(継続)【所管部：健康福祉部】

## 産業

1. 若者の4割が非正規雇用となっている深刻な状況である。市内企業に対して国の進める無期限転換ルールでは無く正規雇用の確保を求めること。

(回答)

野洲市企業人権啓発推進協議会では、非正規雇用の割合が高い女性に焦点を当てた「女性活躍推進」や、非正規雇用の不合理な待遇を是正する「働き方改革関連法」に焦点を当てた研修を開催し、雇用の拡大や待遇の改善について促してまいりました。

今後も、研修や企業訪問の機会に、働き方改革関連法をはじめ、労働契約法に基づく「無期転換ルール」などの周知を行っていきます。

(継続)【所管部：環境経済部】

2. 住宅リフォーム助成制度は特定の業者のみに偏ったものではなく、地域で仕事と資金をさせ、地域循環型経済効果をもたらし、地域経済住宅地震改修の起爆剤としての効果が期待できる。市独自としての制度化を図ること。住宅耐震改修対策にバリアフリーを条例に入れているが幅広く、住宅リフォーム助成についても拡大されること。

(回答)

住宅リフォーム制度については、対象となる工事が個人の資産形成にもなることから、公平性の観点からも課題が多く、一般的な助成制度を制定する予定はありません。耐震化やバリアフリー化に対する支援などの住宅改修については、必要に応じた支援を行っているところです。

(継続)【所管部：都市建設部】

## 農業

1. 米国のトランプ大統領はTPPからの撤退を表明したが、政府は農業の将来を奪うTPPの国会批准を強行し、トランプ大統領とのTAG交渉で2国間協議を行いTPP水準を上回る市場開放を受け入れるなど日本の農業や産業にとって雇用や地域経済にも深刻な影響を与える政府に対してTPPと2国間の農業つぶしの協議からの撤退を求め

家族農業を守る施策への転換を国に求めること。

(回答)

T P Pや米国との2国間協議につきましては、国家間レベルの協議事項であるため、賛成や撤退を求める立場ではありません。

(継続)【所管部：環境経済部】

2. コメの生産調整廃止で直接支払金が廃止された。農地中間管理機構の促進で大規模農業へと進む中で小規模の個人農家は壊滅状態にある。農業後継者にとって魅力ある農業にしていくために農家の所得保障が必要であることから直接支払金の復活を国に求めること。

(回答)

平成30年産米から国による米の生産数量目標の配分が廃止され、これと連動して米の直接支払交付金制度も廃止されましたが、一方で、生産資材価格の引き下げや効率的・機能的な流通構造の改革、農地中間管理機構を通じた土地改良の施行、また収入保険制度の導入など、新しい制度が発足しており、これらを通じて農業経営の基盤強化が図られていると認識しています。

(継続)【所管部：環境経済部】

### 防災対策

1. 近年想定外の洪水被害が全国各地で起きている。中小河川の氾濫に対しての治水対策の幹線整備を早期に図ること。

(回答)

本市では、平成22年度に公共下水道雨水基本計画を策定し、主要な河川や水路の流下能力を把握のうえ整備に着手しているところです。

雨水幹線整備事業につきましては、市三宅・四ツ家地区の治水安全度の向上、及び野洲駅南口周辺の常襲的な浸水被害の軽減を目的に、平成23年度より五之里地先から市三宅地先の友川の改修に取り組んでおり、平成29年度には約1,400mの河川改修を終えています。これにより、市三宅東部区画整理事業地内に必要であった洪水調整池が不要となり、野洲駅北側の地域、住宅地、工業地の治水の安全度が格段に向上しています。

また、駅前での治水対策として一級河川妓王井川を河川管理者である滋賀県が平成25年度から緊急的対策として河床を約50cm切下げる低水路整備を実施いただき、平成30年度に完了しております。今後は、県道横断部より下流の90m区間において、ボックスカルバートによる改修に着手していただく予定です。その他の流下能力の低い一級河川については、引き続き県に対して、河川改修事業の促進を重点的に要望していきます。

一方、国におきましては、平成27年の関東・東北豪雨を受け、「水害は必ず発生する。」との考えのもと、“水防災意識社会再構築ビジョン”を策定し、堤防強化などのハード対策や逃げ遅れをなくすための避難行動の取り組みに係るソフト対策を一体的・計画的に推進しているところです。

本市におきましても、ハード対策だけでなく、防災・減災についての情報共有や避難誘導等のソフト対策の取り組みを一層進めていきます。

(継続)【所管部：都市建設部】

2. 祇王学区の北地区に設置している新川の2基のポンプの排水容量が不足しあふれる。容量の大きいポンプの設置が必要であり、改善をはかること。

(回答)

新川の2基のポンプは、現時点でできる範囲で整備がされたもので、市としましても抜本的対策を継続的に滋賀県に対し要望しております。引き続き、滋賀県に対し要望するとともに地元自治会とも意見交換等を実施してまいります。

なお、新川全体としましては、河川管理者である滋賀県において河道掘削及び護岸工事を安治地先で実施していただきました。引き続き、上流部(約400m)を河道掘削していただく予定です。

(継続)【所管部：都市建設部】

3. 家棟川・童子川・光善寺川の浚渫と野洲川の雑木の撤去を県・国に求めること。

(回答)

現在、滋賀県管理の一級河川については、流水の阻害が著しい箇所を優先して浚渫や伐木等を継続的に実施していただいているところです。

しかし、十分な維持管理ができていない箇所もあるため、引き続き、滋賀県と協議しながら、適正な維持管理について要望してまいります。

なお、今年度、家棟川については新幹線から国道8号、光善寺川についてはJRから国道8号までの区間を河川管理者である滋賀県において除草及び河床整正をしていただく予定です。

また、野洲川については、琵琶湖の河口部から国道8号までの区間の伐木を河川管理者である国においてを実施していただいています。

(継続)【所管部：都市建設部】

4. 毎年行われる防災訓練を、1学区での大規模な訓練から、各学区で自治会も含め避難誘導、避難困難者への対応、避難所開設の訓練など、地震・洪水等を想定し、多様な形で住民を巻き込んだ訓練を行われること。

(回答)

近年の災害が全国各地で頻発していることを受け、より実践に即した訓練が必要であることから、平成29年度から例年開催をしている市の総合防災訓練の一旦休止を行い、第3回目の自主防災組織等リーダー研修会として、避難所の適正な開設、運営に特化した研修会を継続して実施し、今年度で3年目となっています。

研修会では、講義だけでなく、住民主体の避難所の設営、運営手法として、避難所施設の空間設定とその使用方法、課題等について参加者自ら考え、その後体験型研修として段ボールベッドなどの作成を行っています。この継続した研修の開催により参加者は、災害時は避難者の中からリーダーを選定願う中、避難者同士が協力して要配慮者への支援、人に優しい避難所づくりを自主的に運営され、行政とともにそれぞれが助け合い、役割を担うという「共助」の考え方について情報共有をいただけたと考えています。また、研修結果を各自治会へ持ち帰り周知いただくとともに、研修結果をまとめて全戸回覧、市のホームページにおいて周知を図っています。

なお、次年度は自主防災組織等リーダー研修会だけでなく、避難所開設・運営訓練、さらには、今年度本市で初めて実施したシナリオレスによる災害対策本部訓練を組入

れた総合防災訓練を再開する予定です。

(継続) 【所管部：市民部】

5. 避難所でのプライバシーの保護や障がい者対策や、災害救助法に基づく毛布や温かい食事提供等の確保に努められること。

(回答)

避難所でのプライバシー保護や要配慮者に対する対応については、8月に実施した第3回自主防災組織等リーダー研修の避難所開設・運営訓練の中で、要配慮者への対策として実施をしております。また、研修結果を各自治会へ持ち帰り周知いただくとともに、研修結果をまとめて全戸回覧、市のホームページにおいて周知を図っています。毛布や食糧などの備蓄品については、地域防災計画に目標となる備蓄数量を掲げ、目標の備蓄数を確保できるよう毎年計画的に購入、確保に努めています。

【所管部：市民部】

6. 自主避難所は「避難勧告や避難指示」による避難開設ではないが、高齢者や障がい者など避難に手間取る弱い立場の方の早めの避難所であることから、勧告や指示と同等の扱いにすることが必要であり、最低、毛布や食料の提供ができる体制を行うべき。野洲市では毛布の提供をしていないが、全国的に提供している自治体も多くある。野洲市においても検討されること。

(回答)

「自主避難所の考え方」ですが、近年、全国各地で豪雨、大型台風による甚大な被害が発生していることを受け、昨年度から避難情報発令の判断基準に満たないものの、本市に台風が接近又は通過する恐れがある場合、又は長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合に気象状況等を勘案し、開設することとし、雨風が強まるまでの早目の段階で避難者が自分の判断で避難することができるよう避難所を設けることとしています。

そのため、災害発生時に備え市が備蓄している毛布、食糧などを配布すると、災害が発生した際に被災され、避難される市民にお配りをする毛布、食糧が不足する事態が想定されます。予め自主避難をされる方は、食糧、飲料水、毛布等の必要最低限の必需品を準備の上、避難をいただくよう自主避難所の考え方をまとめ、昨年自治連合会役員会に説明を行い、ご理解をいただいた上で、6月に全戸回覧、市広報、市ホームページに掲載を行うとともに、自主避難所に入られる方に「自主避難所の考え方」のチラシを配布してご理解を求めているものです。

【所管部：市民部】

7. 最近の豪雨災害で、指定避難所が浸水する状況で避難できない施設もあった。野洲市においても指定避難所が床上浸水も想定されている。避難所の変更・見直しと避難経路の見直しも必要であり、検討をされること。

(回答)

市の指定避難所については、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い、平成30年3月に「洪水、地震、土砂災害、内水」毎に対応した避難所の指定方法に変更を行っています。現在、洪水に対する避難所としては、床上浸水の想定がない市内の8箇所の公共施設を指定しており、変更や見直しの予定はありません。避難経路

に関しては、災害時に予め指定した避難経路が災害により通行不可能となる可能性もあり、市では避難経路の指定を行っていません。ただし、市内全自治会において災害時図上訓練として消防署が主体となり、地域の危険個所の確認などを実施いただいています。

なお、豪雨時には、気象情報等の収集により早めの避難を推奨しています。

【所管部：市民部】

8. 河川の氾濫による浸水想定がハザードマップで示されているが、本川に至る支川の氾濫予想などを想定した浸水マップが必要であり、検討されること。

(回答)

破堤した場合に甚大な被害が発生する野洲川や日野川などの洪水予報河川につきましては、河川管理者である国や県が浸水想定区域図を作成しています。この浸水想定区域図は、本川の水位上昇に伴って、本川に流れ込むべき支川の水が流れを阻害され、行き場を失って溢れ出す「バックウォーター現象」も考慮され作成されています。

また、市内を流れる他の一級河川においても、県が作成する地先の安全度マップ（中小河川が溢れた場合の最大浸水深を示したマップ）にて同様にバックウォーター現象の検討がなされており、これらの浸水深のデータは、いずれも本市の洪水ハザードマップに反映されています。

【所管部：都市建設部】

9. 関西電力の幹部20人が、高浜原発がある福井県高浜市の元助役から3億2000万円の金品を受領していたことが明らかになった。元助役には、原発関連工事を請け負う建設会社から資金提供されていました。国民が払った電気料金を原資とする原発マネーが還流していた疑惑が濃厚です。世論調査で「原発ゼロ」を求める人が75%に達しています。原発をやめクリーンな再生可能エネルギーへの転換、分散型のエネルギーが求められており、原発の再稼働に反対されること。

(回答)

原子力発電所における事故対策については、事業者において可能な限りの対策を実施していただくことは勿論、国全体の防災対策として慎重に考えるべき問題と考えます。

また、原子力発電所の再稼働については、安全性や判断基準により国において判断されるべきものであり、国全体の将来にわたる大きな問題であることから、市独自の要望等については考えていません。

エネルギー施策については、将来的に原発依存度を低減しつつ、国民に不安や負担とならないよう、再生可能エネルギーを含めた現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造への緩やかな移行を進め、実現していくことが重要だと考えています。

【所管部：市民部・環境経済部】

10. 日野川上流の改修を強固に国に求めること。

(回答)

日野川の改修については、3市2町で構成されている日野川改修期成同盟会で上流部の河川整備計画区間の延長も含め、早期の整備を継続的に要望しております。

現在も河川整備計画に基づき、滋賀県が整備を進められているところです。  
今年度は、近江八幡市域で桐原橋補強対策や JR 橋設計等を進められています。また、河川整備計画の変更に向け、整備目標や改修ルート等の検討が行われています。引き続き、早期完了できるよう強く要望していきます。

【所管部：都市建設部】

**平和**

野洲市の平和への取組として自治体として次の4つ点について努力されること。

- ① 平和首長会議に復帰されること。
- ② 核兵器禁止条約の署名と批准を行なうことを国に求めること。
- ③ 非核3原則を盛り込んだ滋賀県平和宣言の採択に向け、県に働きかけられること
- ④ 被爆者が訴える核兵器廃絶・国際署名を市役所の窓口配置され市民に広くアピールされること

(回答)

- ① 平和首長会議については、平成27年度からメンバーシップ納付金制度という制度が導入され、加盟について負担金が生じることとなり、市民からの税を財源とする負担金を払うこととなると、加盟していることの責任も含め、会議の趣旨や性格に変化が生じると考え、平成26年度末に退会いたしました。現在もその考えは変わっていないため、平和首長会議への復帰は考えていません。
- ② 唯一の被爆国である日本が「核兵器禁止条約」に批准しないことは残念に思いますが、市独自で国への働きかけは考えていません。
- ③ 非核3原則は、国政にかかわるものであり、市から県への働きかけは考えていません。
- ④ 被爆者が訴える核兵器廃絶・国際署名は、団体からの協力要請に基づき、毎年人権センターに設置し協力を行っており、今後もできる範囲での協力を行います。  
平和への取組みは国や県に働きかけを行うものではなく、地方自治体として自立して行うべきものであると考えており、核兵器廃絶に向けては、平和パネル展をはじめとした市独自の取り組みにより、引き続き市民への啓発を行います。

(継続)【所管部：総務部】